

特 記 仕 様 書

工事件名	サステナブル・アイランド創造事業 中・長期滞在住宅整備事業 (仮称) 利島村サステナブル住宅建築工事
------	---

※工事の入札について

この工事入札（又は、見積書の提出）にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に接触する行為を行ってはならない。

1. 目的

利島村サステナブル・アイランド創造事業計画の一環として、グリーンエネルギー設備及び水循環システムを導入した移住者向け中・長期滞在住宅整備を行い、移住ミスマッチ解消と水資源に乏しい利島の持続可能な住環境の整備を目的とする。

2. 工事概要

- (1) 工事名称 : サステナブル・アイランド創造事業 中・長期滞在住宅整備事業
(仮称) 利島村サステナブル住宅建築工事
- (2) 建築場所 : 東京都利島村字郷 161 番
- (3) 工 期 : 始期 契約終結の翌日から
終期 (期限) 令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 構 造 : 木造 (CLT 構造)
※利島村が別途発注し製造している CLT 部材について、
その受注者より辰巳港で引受けこれを用いて建設すること
- (5) 規 模 : 敷地面積 1 2 2 6 . 3 9 m²
建築面積 2 1 4 . 1 6 m²
延床面積 3 1 5 . 3 6 m²

特 記 仕 様 書

工事件名	サステナブル・アイランド創造事業 中・長期滞在住宅整備事業 (仮称) 利島村サステナブル住宅建築工事
------	---

3. 適用範囲

- (1) この特記仕様書は令和5年度東京都建築工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）でいう特記仕様書で、この工事に適用する。
- (2) この工事の施工にあたっての一般事項は、標準仕様書によるものとする。
- (3) 標準仕様書、特記仕様書の記載内容の優先順位については、特記仕様書、標準仕様書の順によるものとする。
- (4) この工事の施工にあたっては、下記に示す図書（本工事契約年度において最新のもの）を適用する。
 - ① 東京都建設局 「建築工事標準仕様書」
 - ② 東京都建設局 「機械設備工事標準仕様書」
 - ③ 東京都建設局 「電気設備工事標準仕様書」
 - ④ 東京都建設局 「建設局材料検査実施基準」
 - ⑤ 東京都建設局 「東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）」
 - ⑥ 東京都建設局 「工事記録写真撮影基準」
 - ⑦ 東京都建設局 「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」
 - ⑧ 環境書自然環境局 「自然公園における法面緑化指針」
- (5) 標準仕様書、適用図書のうち、この工事に該当しない工種・項目等については適用しないものとする。
- (6) 工事に先立ち、施工区域及びこれに隣接する構造物等の調査を写真撮影などにより行い、常にこれを把握しておくとともに、必要に応じて関係各機関、関係諸団体および付近住民と十分な調整を行う。
- (7) 工事の施工にあたり、暴力団等から不当介入を受けた場合（再受託者が暴力団等から不当介入を受けた場合も含む。）は、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱に基づき、監督員への通報並びに捜査上必要な協力をすること。
- (8) 受注者は、この工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼした場合、東京都標準契約約款第27条に基づき、誠意を持って速やかに対処すること。

また、受注者が負担すべき損害賠償費用については、受注者がその原因及び根拠等を整理した上で発注者に協議すること。

特 記 仕 様 書

工事件名	サステナブル・アイランド創造事業 中・長期滞在住宅整備事業 (仮称) 利島村サステナブル住宅建築工事
------	---

- (9) 村が貸与する資料に記載され個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て村の個人情報であり、東京都の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。
- (10) 電子情報の取扱いに関して、受注者は東京都情報セキュリティ基本方針（平成27年10月27日改正）及び東京都情報セキュリティ対策基準（平成27年10月27日改正）と同様の水準での情報セキュリティを確保すること。
- なお、受注者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより村が損害を被った場合には、村は受注者に損害賠償を請求することができる。村が請求する損害賠償額は、村が実際に被った損害額とする。

4. 本工事

- (1) 本工事には工事名称・発注者・建設業の許可を受けたことを示す標識・労災保険などの成立を示す標識・建設業退職金共済制度適用事業工事現場の標識、（ただし、村が発注する請負金額2,000万円以上の工事）などを示す表示板を設け、大きさ、書体、材質、位置等は管理者と協議して決定する。
- (2) 設計図書、関連法令に基づき、作業中・付近住民・隣接建物・工作物・通行人に対して被害を出さないように配慮する。提示された保護施設では不十分な場合は追加処置を施す。その場合の費用負担は監督者と協議して決定する。
- (3) 施工上撤去・移設を要する軽微なものは契約内に処理する。
- (4) 完成時の敷地及び敷地周囲とも現況に復旧し清掃すること。

5. 工事施工の適正化

この工事における工事現場の適正な施工体制の確保等については「東京都工事施工適正化推進要綱」によるものとする。なお、「東京都工事施工適正化推進要綱」は、東京都財務局のホームページから入手できる。

特 記 仕 様 書

工事件名	サステナブル・アイランド創造事業 中・長期滞在住宅整備事業 (仮称) 利島村サステナブル住宅建築工事
------	---

6. 条件変更等

請負者は、工事着手後に条件が異なった場合等には、関係資料を作成の上、監督者と協議するものとする。

7. 主任技術者または管理技術者

- (1) 本工事に配置する主任技術者または管理技術者（以下「管理技術者等」という。）は、管理技術者等調書に記載した技術者でなければならない。
- (2) 管理技術者等の変更については、病気・退職等の理由により就労できない場合及び工事施工上、やむをえないと発注者が判断した場合に限りできるものとする。
- (3) 管理技術者等は、監督員等が常に確認しやすいように、腕章及び資格証等の身分証明を携帯する努力をすること。

8. 労災保険加入確認書の提出

請負者は、契約後速やかに「労災保険加入確認書」を東京労働局または所轄労働基準監督署へ提出し確認を受けた後、発注者へ提出しなければならない。

9. 過積載の防止

この工事における過積載の防止については、標準仕様書によるもののほか、東京都建設局長が定めた「過積載防止対策指針」によるものとする。なお、「過積載防止対策指針」は、東京都建設局のホームページから入手できる。

10. 工事の周知

請負者は着手前に「工事のお知らせ」を作成し、近隣住民に知らせること。

特 記 仕 様 書

工事件名	サステナブル・アイランド創造事業 中・長期滞在住宅整備事業 (仮称) 利島村サステナブル住宅建築工事
------	---

1 1. その他

- ① 本工事の提出書類は、「請負者等提出書類処理基準」(東京都建設局)に基づくこと。
- ② 竣工図・成果品(工事写真)デジタルデータ(CD-R等)の提出部数2部とする。
- ③ 本工事の廃材処分については「東京都建設リサイクルガイドライン(島しょ地域版)」に基づくこと。
- ④ 開始時期・終了時期については、目的を考慮し工期内において監督員を調整し、その指示に従うこと。
- ⑤ 本特記事項及び受託内容に疑義が生じた場合、あるいは定めのない事項については両者協議の上、決定する。